

議案第67号

入間東部地区衛生組合の規約の変更について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、入間東部
地区衛生組合同規約を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。

平成29年8月29日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

入間東部地区衛生組合が解散した場合において、同組合の事務及び財産を入間東部
地区消防組合に承継させるため、同組合同規約を変更することについて協議したいので、
地方自治法第290条の規定により、この案を提出します。

入間東部地区衛生組合格約の一部を変更する規約

入間東部地区衛生組合格約（昭和40年指令地第3508号）の一部を次のように変更する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（事務及び財産の承継）

2 組合が解散した場合には、その事務及び財産を入間東部地区消防組合に承継させるものとする。

附 則

この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行する。